

板橋区立下赤塚小学校

# 危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、下赤塚小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものとなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

## I 巨大地震が発生した場合の初期対応

### 1 学校災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合は、地震の発生時間が、教職員、児童・生徒の在校中の場合と夜間や休日等で不在の場合とでは、初期対応は異なるが、学校は、早期に学校災害対策本部を設置し、初期対応を行うこととする。

そのため、あらかじめ震災時における教職員の動員体制を全員が明確に把握するとともに、組織的な対応が図れるように準備しておく。

なお、校長は、「東海地震警戒宣言」が発令された場合にも、学校災害対策本部を設置し、あらかじめ定めた班編成に基づき職員を配備につけ、地震防災応急活動を命ずることとなる。その際、教職員の参集状況に応じて、あらかじめ定めた班編成を基本としつつ、弾力的な人員配置を行う。

- (1) 校長は、児童・生徒の安全確保を図るため、災害時における学校災害対策本部の組織を定め、校長を本部長とし、全教職員の役割分担を決める。
- (2) 班の編成・名称等については、各学校の人員体制等実情に応じて編成する。また、班は、災害の発生状況や事態の推移によって、その必要性が異なることから弾力的に編成する。
- (3) 班の編成については、核となる担当者を定め、あとは臨機応変に対応できるシステムにすることが望ましい。また、職員の出張等で不在の場合、夜間・休日等で参集した教職員が少ない場合、担当係の任務が一部終了した際などに、弾力的対応がとれるように計画する。
- (4) 住民対応・避難場所支援班は、地域防災拠点として学校は指定されているため、避難者が来ることも想定して準備しておく。
- (5) 教育再開については、災害発生直後からではなく、被害の規模・程度にもよるが発災後3日程度経過した後に準備を始めることが想定される。特に班を編成するのではなく、学校本来の業務であるため、教育再開の準備活動として行うこととする。
- (6) 日頃から災害時の役割を教職員に周知徹底する。

☆ 学校防災連絡会においても、校長は委員を兼ねている。また、学校防災連絡会には、「学校再開準備班」があり、震災時には、教職員も代表者が参加することになっている。

## 本部長（校長）

### 総括本部

- 校長、副校長及び各班長（又は代理者）を中心に教職員で構成。
- 各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、区災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡にあたる。
- 被害の状況等に応じて、第三次避難場所への避難、応急対策の決定など児童・生徒、教職員の安全確保や地域防災拠点の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。
- 非常持ち出し書類等を搬出
- 報道関係等の対応

### 避難誘導・ 安否確認班

- クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。
- 安全確認した児童・生徒等は、安全連絡カード等によりチェックする。
- 就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、児童・生徒、教職員の家族の被災状況及びその安否を早急に確認する。
- この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。

### 消火・ 安全点検班

- 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。
- 校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第三次避難場所（赤塚体育館）及び避難路を確保する。
- 二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。

### 救出・ 救急医療班

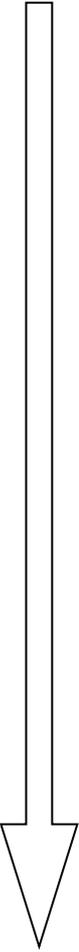
- 養護教諭及び救命・救急経験者等を中心に組織する。
- 建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた

	<p>者の救出・救命にあたる。</p> <p>○ 避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した児童・生徒、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送を行う。</p>
--	--

#### 学校防災連絡会における役割

区分	主な役割
地域住民	地域防災拠点の管理、情報の受伝達、救護、食料等物資の配付、避難場所での相互扶助など
行政	地域防災拠点の指定、避難場所の安全性の確保、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、市民生活の自立支援など
学校	児童・生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開など

## 2 巨大地震発生直後における学校災害対策本部の動き

段階		班	各班の事務分掌と主な動き等
地震発生  	学校	総括本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策の総括指揮</li> <li>○各班との連絡調整</li> <li>○非常持ち出し品を搬出</li> <li>○区災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡調整 学校の敷地図、ラジオ、ハンドマイク、緊急活動の日誌、トランシーバー、携帯電話</li> </ul>
		避難誘導・安否確認班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒の安全確保、避難誘導、人員確認</li> <li>○児童・生徒、教職員の安否確認</li> <li>○行方不明者の搜索</li> <li>○保護者への児童生徒の引き渡し</li> <li>○保護者の迎えがない児童・生徒の保護 ・揺れが収まった直後に、指定された避難経路等を使って避難させる。</li> <li>・行方不明の児童・生徒、教職員を総括本部に報告</li> </ul>
		消化・安全点検班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の引渡場所を指定</li> <li>・保護者や後見人が到着次第、身元確認・引き渡し、クラスの出席簿、児童生徒引き渡しカード、集合場所のクラス配置図</li> </ul>
		救出・救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初期消化活動</li> <li>○校舎施設設備の安全点検、危険物除去</li> <li>○被害状況の把握 ・施設等の構造的被害の程度を調査し、連絡する。消火器、ヘルメット、手袋、各種工具、公共設備や建物、敷地損害調査リスト</li> <li>○負傷者の救出</li> <li>○負傷者の応急手当、病院への搬送 ・職員2人1組のチームで、特定の区域の負傷者の救出・救命</li> <li>・各教室、体育館、トイレ等のチェック</li> </ul>

保護者への引渡し		住民対応 ・避難場所支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療援助が必要か判断</li> <li>ヘルメット、丈夫な靴、のこぎり、革手袋、防塵マスク、トランシーバー、担架、毛布、かなてこ</li> <li>○避難住民の誘導</li> <li>○避難場所開設の支援</li> <li>○避難住民のうちの負傷者の応急手当</li> </ul>
引渡し後  3日目	学校  学校	住民対応・避難場所支援班  教育再開のための準備活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難住民のうちの負傷者の応急手当</li> <li>○学校施設設備の安全点検</li> <li>○児童・生徒の安否確認、名簿作成</li> <li>○問い合わせ、外来者との対応</li> </ul>
4日目以降	学校	教育再開のための準備活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校施設設備の再点検、整備、補修必要箇所の集約</li> <li>○学習の場の確保（学校間、他機関等との連携）</li> <li>○児童・生徒の安否及び避難先の確認、名簿作成</li> <li>○学用品、教材、教具の不足品のリストアップ、救援依頼、配分等</li> <li>○通学路の安全確認</li> <li>○保護者説明会の開催</li> <li>○応急教育計画の作成</li> <li>○児童・生徒の転出入事務</li> </ul>
7日目以降	運営委員会	学校再開準備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難住民や地域住民への学校情報の伝達</li> <li>○学校再開について避難住民や地域住民との協議・説明</li> <li>○学校再開にあたっての避難場所スペースの調整</li> </ul>

### 3 板橋区教育委員会指導室への報告

各学校は、地震時には、教育委員会指導室に、あらかじめ定めた方法により、被害状況等に応じて、適時、適切に被害状況等を報告すること。

(1) 第1次報告「地震発生時における被害状況等の報告」**様式—4** (P32)

地震発生後早期に報告

(2) 第2次報告「大震災による被害状況詳細報告」**様式—5** (P33)

大震災後7日以内に報告

(3) 第3次報告「学校教育活動再開見通し報告」**様式—6** (P34)

状況把握でき次第

### 4 三次避難場所

下赤塚小学校が被災し、避難場所にできない場合、**赤塚体育館**を三次避難場所にする。

## Ⅱ 大規模な地震が発生した場合の対応行動【対応マニュアル】

### 1 授業中

安全確保	<b>教職員</b>	○落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。 ➡ 的確な指示「頭部を保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」など ○使用している火気の消火、出口の確保に努める。 〈大きな揺れが収まったら〉 ○ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す。 ○電源を切り、ガスの元栓を閉める。
	<b>児童・生徒</b>	○慌てて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。 ○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。 ○体育館では、できるだけ中央に避難する。(ただし、天井等の状況による。) ○校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。〈大きな揺れが収まったら〉 ○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
避難誘導	<b>教職員</b>	○児童・生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童・生徒を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童・生徒の所在に十分留意する。 ○火災場所及びその上層階の児童・生徒の避難を優先する。 ○隣接クラスが連携して避難し、集団の前後には教職員を配置する。 ○落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。 ○児童・生徒の不安の緩和に努める。 ○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。 ➡ 的確な指示「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」 ○校内にいる人員を把握する。 ○負傷者の有無を確認する。 ○二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な広域避難場所（赤塚体育館）に移動する。
	<b>児童・生徒</b>	○防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。 ○避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。 ○ガラスの破片でけがをしないように注意する。 ○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

災害対策  
本部設置

教職員

- 役割分担に従って行動を開始する。
- 住民対応・避難場所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

火元確認  
・  
設備点検

教職員

- 出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。
- 理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。
- 校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。

救出活動  
・  
応急救護

教職員、児童・生徒

- 養護教諭を中心に救出・救急医療班を編成し、応急救護にあたり、ともに、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。
- 避難誘導・安否確認班、消火・安全点検班と連携して、行方不明者の捜索、救出活動を行う。
- 消防機関、消防団、**地域防災拠点運営委員会**の救出救護班など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童・生徒、教職員等の救出救助活動を行う。

情報収集  
・  
伝達

教職員

- 区災害対策本部、**地域防災拠点運営委員会**と密接に連携を取り、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水など）の確認に努める。

状況に応じた児童  
生徒の下校・引渡  
し

教職員

- 保護者と連絡を取り、状況に応じて児童・生徒の引渡しを開始する。
- 保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。
- 下校する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じて、教職員が引率する。

児童・生徒

- 帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。

特別支援学級の場合

教職員

- 原則として、帰宅させないで学校において直接保護者に引き渡す。
- 保護者と連絡が取れない場合等、引き渡し困難な児童・生徒等については学校で保護する。また、保護者宅、学区の避難場所の安全性が確保できない場合は、保護者とともに児童・生徒等を学校で保護する。

## 2 放課後・登下校時

安 全 確 保	<b>教職員</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○校内にいる児童・生徒に、落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。</li><li>➡〈大きな揺れが収まったら〉</li><li>○ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す</li><li>○電源を切り、ガスの元栓を閉める。</li></ul>
	<b>児童・生徒</b> <ul style="list-style-type: none"><li>〈学校内にいるとき〉</li><li>○窓ガラスなど落下物等から身を守る。</li><li>○慌てて校舎外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。</li><li>○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。</li><li>○体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井等の状況による。）</li><li>○校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。</li><li>〈通学路上〉</li><li>○看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物等から身を守る。</li><li>○最寄りの避難場所、あらかじめ定めてある避難場所、近くの公園、空き地など安全な場所へ、直ちに避難する。</li><li>○登下校途中で地震が発生した際は、学校か自宅か近い方に避難する。</li><li>○バス、電車等に乗っているときは、運転手・駅員等の指示に従う。</li><li>○地震発生時に危険な場所には近づかない。</li></ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>●古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、狭い道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線、火災現場には近づかない。</li><li>●崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。</li></ul></div>



○家庭や学校と連絡を取って状況を報告するとともに、その指示に従う。

○流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

〈学校内にいるとき〉

避難誘導

教職員

- 避難誘導・安否確認班は、児童・生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童・生徒を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童・生徒の所在に十分留意する。
- 落下物に注意し、かばん、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。
- 児童・生徒の不安の緩和に努める。
- 避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
- 校内にいる人員を把握する。
- 負傷者の有無を確認する。
- 二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な広域避難場所（赤塚体育館）に移動する。

児童・生徒

- 防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
- 避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。
- ガラスの破片でけがをしないように注意する。
- 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

災害対策本部設置

教職員

- 役割分担に従って行動を開始する。
- 在校する教職員の人数を把握し、限られた人数の場合には、優先順位を決めて重点的に対応する。校長、副校長が在校しないときには、代行者がリーダーシップを発揮し、教職員が協力して対応する。
- 住民対応・避難場所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

火元確認  
・設備点検

教職員

- 出火を確認したら直ちに、消火・安全点検班が中心となり、初期消火を行って延焼を最小限に止める。
- 理科室の薬品類は発火等の危険があるため、特に注意する。
- 校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。

<p>救出活動 ・ 応急救護</p>	<p><b>教職員、児童・生徒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○救出・救急医療班を養護教諭中心に編成し、応急救護にあたるとともに、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。</li> <li>○消防機関、消防団、地域防災拠点運営委員会の救出救護班など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童・生徒、教職員等の救出救助活動を行う。</li> </ul>
<p>情報収集 ・伝達</p>	<p><b>教職員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会と密接に連携をとり、地域や通学路の状況（家屋の倒壊、火災の発生、道路の亀裂、出水など）の確認に努める。</li> <li>○特に、児童・生徒の行動範囲が広がっているため、通学路上での被害の有無について情報収集に努め、状況によっては現地調査を行う。</li> </ul>
<p>状況に応じた生徒の下校・引渡し</p>	<p><b>教職員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者と連絡を取り、状況に応じて生徒の引渡しを開始する。</li> <li>○保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。</li> <li>○下校する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じて、教職員が引率する。</li> </ul> <p><b>児童・生徒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○帰宅後は、学校の指示、家族との約束、地域の取り決め等に従って行動する。</li> </ul>

### 3 校外学習・遠足・修学旅行等の時

安 全 確 保 ・ 避 難 誘 導	教職員	<ul style="list-style-type: none"><li>○看板、家屋の外壁からの落下物・転倒物・高層ビルの窓ガラスの飛散から身を守るよう指示する。</li><li>○古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。</li><li>○海岸や海辺周辺、川岸、橋の上にいる場合には、津波のおそれがあるため、高台など安全な場所へ迅速に避難する。津波の高さは10メートル以上のビルの高さとなって襲ってくることもあるので、十分注意する。</li><li>○山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れ、落石が起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。</li><li>○最寄りの避難場所など安全な場所に避難誘導し、児童・生徒の状況を確認する。</li><li>○電車・バス等に乗車中の場合や施設内では、係員の指示に従って行動する。</li><li>○負傷者の有無を確認する。</li><li>○児童・生徒の不安の緩和に努める。</li><li>○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。</li></ul>
	児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"><li>○落下物から身を守るなど、安全確保を図る。</li><li>○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。</li><li>○流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。</li></ul>
救出活動 ・ 応急救護	教職員、児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"><li>○負傷者が発生した場合には、応急救護にあたるとともに、必要に応じて地元の消防署に通報し、医療機関への搬送を行う。</li><li>○建物の倒壊等により児童生徒・教職員等が生き埋めになった場合には、地元の消防署、消防団等に救出依頼する。</li></ul>
災害対策 本部設置 情報収集 ・伝達	教職員	<ul style="list-style-type: none"><li>○現地の教職員は、携帯電話等で学校に連絡し状況を報告する。</li><li>○状況に応じて、現地の行政機関・消防機関等に状況を伝える。</li><li>○学校は、携帯電話等により現地における被害状況の把握に努める。</li><li>○状況に応じて、現地に救助・応援のため職員を派遣する。</li><li>○保護者にできる限り詳しい現地の情報を伝える。</li></ul>

### Ⅲ 「東海地震注意情報」発令時の対応

#### 1 配備及び動員体制

##### (1) 区の対応

- ① 注意情報が発令された場合には、区に警戒本部が設置され、原則として「警戒配備」が発令される。
- ② 動員対象となる職員は、経営責任職、運営責任職、防災担当職員、遠距離通勤者及び各局区長が定めたその他の職員とし、各所属に参集することと定められている。

##### (2) 区立学校における職員の配置と動員

- ① 区立学校については、校長、副校長が、それぞれ所属校に参集する。
- ② 防災活動上必要と認めるときは、校長の判断により、配備体制を強化することができる。

#### 2 「注意情報」発令時における学校がとるべき措置

##### (1) 「東海地震注意情報」等の伝達

- ① 来校者、児童・生徒、教職員に対して、「東海地震注意情報」等の内容を非常放送、校内放送等により伝達する。
- ② 冷静な行動、とるべき措置について周知する。

##### (2) 児童・生徒等に対する措置

- ① 在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、帰宅させる。ただし、児童・生徒の障がいに応じて、学校において直接保護者に引き渡す。
- ② 学校、地域、児童・生徒の実態に応じ、状況によって学校において保護者に引き渡す。
- ③ 留守家庭等の児童生徒については、学校で保護する。
- ④ 区外等遠隔地からの通学者については、学校で保護する。
- ⑤ 通学中又は在宅中に「東海地震注意情報」が発せられた場合は、休校とする。なお、登下校時にあつては、帰宅する等の措置を講じる。

##### (3) 当面の措置等の決定と教育委員会指導室への報告

「東海地震に関連する情報」を受けて、学校が臨時休校措置等の対応を行った段階で、教育委員会指導室(指示がなくても自動的に)に報告する。

##### 【報告事項】

- ・ 学校に保護している児童・生徒の状況(人数)
- ・ その他

##### (4) 学校においてとるべきその他の措置(本区施設共通)

「区防災計画」では、注意報発令時に本区施設がとるべき措置を示しており下記表に基づき学校においても同様の対応を行う必要がある。

区 分	主 な 措 置
ア 来校者等への安全確保措置	避難器具（救助袋、梯子、緩降機等）の点検
イ 通信・放送設備の点検	1 防災用行政無線等通信手段の点検・確認 2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検・確認
ウ 機械設備、電気設備の確認	使用する機械設備、電気設備の確認
エ 設備、備品等の転倒及び落下防止等確認	1 窓ガラス等の飛散及び落下防止確認 2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認 3 諸物品等の落下防止確認
オ 出火防止措置	1 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認 2 消化用水の確認
カ 危険物の安全等確保	1 流出、発火、爆発のおそれのある危険物等の安全確認 2 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスの保管場所、転倒防止、漏えい防止確認 3 緊急遮断装置など安全装置類の確認
キ 緊急貯水	1 受水槽への緊急貯水 2 飲料水の貯水
ク 消防用設備等の点検・確認	防火戸、火災報知設備、消火栓設備、消火器、スプリンクラー等の点検・確認
ケ 非常電源の点検・確認	自家発電設備、可搬式発電機、電池等の点検・確認
コ その他	1 施設、設備固有の特性、機能について必要な点検 2 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確認 3 応急活動用資器材等の確認 4 応急活動体制の準備

(5) 震災時避難場所の点検

区警戒本部長は、警戒宣言の発令の備え、必要に応じて震災時避難場所へ連絡要員を派遣するとともに備蓄資機材等の点検・確認を行う。その際、校長は、児童・生徒の安全確保の支障とならない範囲で積極的に協力する。

## IV 「東海地震予知情報」「警戒宣言」発令時の対応

### 1 「警戒宣言」発令時の本区の対応

#### (1) 区災害対策本部の設置

- ① 区長は、警戒宣言が発令されたときは、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、板橋区災害対策本部を設置する。また、区本部長は、「全員配備」を発令する。
- ② 区長は、警戒宣言が発令されたときは、区役所内に区本部を設置する。

### 2 学校教職員の配備体制及び学校災害対策本部の設置

- (1) 警戒宣言が発令されたとき、学校教職員は全員配備となり、勤務場所以外にいるときは、動員命令を待つことなく自動的に所属校へ参集しなければならない。
- (2) 学校長は、警戒宣言発令に伴って、学校災害対策本部を設置し、あらかじめ定めた班編成に基づき職員を配備につけ、地震防災応急活動を命ずる。  
(その際、教職員の参集状況に応じて、あらかじめ定めた班編成を基本としつつ、弾力的な人員配置を行う。)

### 3 「警戒宣言」発令時において学校がとるべき措置

#### (1) 「東海地震警戒宣言」等の伝達

- ① 来校者、児童・生徒、教職員に対して、「警戒宣言」「地震予知情報」等の内容を非常放送、校内放送等により伝達する。
- ② 冷静な行動、とるべき措置について周知する。

#### (2) 児童・生徒等に対する措置

- ① 在校時は、原則として授業を打ち切り、学校において直接保護者に引き渡す。
- ② 通学中又は在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、休校とする。  
なお、登下校時にあつては、帰宅する等の措置を講じる。  
※留守家庭等の児童・生徒については、学校で保護する。(要事前確認)

#### ③ 校外活動時

- (ア) 宿泊を伴う校外活動時(修学旅行等、榛名・日光移動教室等)の場合は、強化地域内外を問わず、所在地の警戒本部または災害対策本部の指示に従い、速やかに学校に連絡する。校長は、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。
- (イ) 宿泊を伴わない校外活動時(日帰り遠足、社会科見学等)の場合は、所在地の官公署等から連絡を取り、速やかに学校に連絡し、原則とし

て即時帰校する。帰校後児童・生徒等の措置は在校時と同様にする。ただし、交通機関の通行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの学校等安全な場所に避難するなど適宜措置をとる。この場合は、速やかに学校に連絡する。

校長は、保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告する。行き先が強化地域内の場合は、所在地の警戒本部の指示に従う。また、速やかに学校に連絡し、校長は保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。

#### 4 当面の措置等の決定と教育委員会指導室への報告

「東海地震に関連する情報」を受けて、学校が臨時休校措置等を決定した段階で、教育委員会指導室へ報告する。

教育委員会指導室から指示がなくても、報告する。

#### 5 学校においてとるべきその他の措置

区分	主な措置
ア 来校者等への安全確保措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難通路の確保、非常口の開錠と開放</li> <li>2 避難器具（救助袋、梯子、緩降機等）の点検</li> <li>3 必要に応じて退避の指示</li> <li>4 施設の立入禁止区域の設定及び周知</li> <li>5 退避の際の誘導責任者は、危機管理マニュアルに定める避難誘導班長として、階段等避難設備を利用して安全な場所に誘導</li> <li>6 退避誘導後、校内残留者を把握</li> </ol>
イ 通信・放送設備の点検	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災用行政無線等通信手段の点検・確認</li> <li>2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検・確認</li> </ol>
ウ 機械設備、電気設備の点検又は使用停止措置	<p>次の設備は使用停止とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 エレベーター、エスカレーター設備</li> <li>2 冷・暖房設備</li> <li>3 その他必要以外の電気・機械設備</li> </ol>
エ 設備、備品等の転倒及び落下防止等確認	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 窓ガラス等の飛散及び落下防止確認</li> <li>2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認</li> <li>3 諸物品等の落下防止確認</li> </ol>
オ 出火防止措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火気使用の制限、やむを得ず使用する場合、火気使用機器及び場所を確認し、地震が発生した場合、直ちに消火できる措置を講じる。</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認</li> <li>3 使用していないガスの元栓の閉止</li> <li>4 消化用水の確認</li> </ul>
カ 危険物の安全等確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 流出、発火、爆発のおそれのある危険物等の安全 確認</li> <li>2 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスの保管場所、 転倒防止、漏えい防止確認</li> <li>3 緊急遮断装置など安全装置類の確認</li> </ul>
キ 緊急貯水	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 受水層への緊急貯水</li> <li>2 飲料水の貯水</li> </ul>
ク 消防用設備等の点検・確認	防火戸、火災報知設備、消火栓設備、消火器、スプリンクラー等の点検・確認
ケ 非常電源の点検・確認	自家発電設備、可搬式発電機、電池等の点検・確認
コ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 施設、設備固有の特性、機能について必要な点検</li> <li>2 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確認</li> <li>3 応急活動用資器材等の確認</li> <li>4 応急活動体制の準備</li> </ul>